

あさひ園ホームヘルプステーション（指定訪問介護）

【利用料金】

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

（１）利用料金

生活援助

支給区分	生活2	生活3
サービス時間	20分以上45分未満	45分以上
サービス利用料金	1, 830円	2, 250円

身体介護

支給区分	身体0	身体1	身体2	身体3
サービス時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上90分未満 ※以降30分増すごとに840円追加
サービス利用料金	1, 670円	2, 500円	3, 960円	5, 790円

身体介護に引き続きの生活援助

支給区分	引き続きの生活1	引き続きの生活2	引き続きの生活3
サービス時間	20分以上45分未満	45分以上70分未満	70分以上
サービス利用料金	670円	1, 340円	2, 010円

※令和3年4月～9月末までの間、基本報酬×利用回数の額に0.1%を掛けた額が上乗せされます。

（２）加算料金等

□人員加算

2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

□夜間早朝加算

夜間（午後6時から午後10時まで）：25%

早朝（午前6時から午前8時まで）：25%

□深夜加算

深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

□特定事業所加算

当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図る事業所として「特定事業所加算Ⅱ」を算定しております。

（基本料金の金額の10%増しになります）

□初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは利用開始月に指定訪問介護を行った場合、又は指定介護事業所のその他の訪問介護員等が、初回若しくは利用開始月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は1月につき、200単位を加算します。（利用者負担金額 200円）

□緊急時訪問介護加算

*利用者が過去2ヶ月に指定訪問介護の提供を受けてない場合も同様。
居宅サービス計画に位置付けられていない訪問介護（身体介護が中心のものに限る）を、利用者又はその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合、1回につき100単位を加算します。

(利用者負担金額 100円)

<緊急時の連絡先> あさひ園ホームヘルプステーション TEL 66-2777
<緊急時対応可能時間> 午前6時00分から午後10時00分

□中山間地域等居住者サービス提供加算

当事業所の実施地域は、旭川市内としておりますが、通常の実施地域を越えて中山間地域等（旭川市以外の道内全域）に居住される方のサービスを提供した場合には所定単位数の5%が加算されます。

□介護職員処遇改善加算

当事業所は介護職員の処遇改善を図っている事業所として「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を受けています。利用者負担額に対し13.7%を乗じた金額を加算させていただきます。

□介護職員等特定処遇改善加算

現行の加算に加え、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を行うため「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」として利用者負担額に対し6.3%を乗じた金額を加算させていただきます。

※ 各市区町村から交付される介護保険負担割合証の利用者負担割合に応じ、料金表の金額の1～3割が自己負担となります。

介護保険適用外のサービス

- (1)介護保険サービス中の延長の場合（介護保険の適用を受けないもの）
- (2)介護保険サービスでは算定できないサービス
 - *ご家族不在時の見守り、入院・退院時の付き添い等

利用料金

30分	1時間	1時間以上
1,000円	2,000円	30分毎に1,000円の加算となります

キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	キャンセル料として1,000円をお支払い頂きます